

● 配偶者「水都さつき」さんを、相続人代表者に指定する場合の記入例です。

相 続 人 代 表 者 指 定 ・ 変 更 届
(市県民税・森林環境税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税種別割)

大垣市長様

令和〇年〇月〇日

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

①

②

③

④

⑤

⑥

内容	☒ 相続人代表者の指定 ☐ 相続人代表者の変更		
被相続人	氏 名 水都 博文 ※宛名キーコード ()	死亡時の住所 大垣市丸の内2丁目29番地	死亡年月日 令和〇年〇月〇日
届 出 者			
相続人代表者①	ふりがな 氏 名(名称) すいと さつき 水都 さつき 生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日 ※宛名キーコード ()	被相続人との続柄 配偶者	住 所 大垣市丸の内2丁目29番地 電 話 番 号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
代表者以外の相続人	氏 名(名称)	被相続人との続柄	住 所
	② 水都 隼人	子	同上
	③ 水都 未来	子	同上
	④		
	⑤		
⑥			

法人の場合は、氏名欄に法人番号を併せて記載してください。

※ 事務処理欄

来 庁 者	本人 ①②③④⑤⑥	代理 氏名	住所
本人確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 在留カード ☐ 納通(☐ 市民税 ☐ 固定:No) ☐ その他()		

受付日付	摘 要	固定入力	固定担当	固定確認	受付担当
		市民税入力	市民税担当	市民税確認	受付番号

「相続人代表者指定・変更届」について

市税・森林環境税の納税義務者の方が亡くなられた場合(※)は、地方税法第9条に基づき相続人全員にその分について納税義務が発生します。この届書は、亡くなられた方の相続人を代表して市税・森林環境税に関する納税や通知書等の受取人になっていただくための届書(相続人代表者指定届)で、相続登記や相続税等のお手続きとは関係ありません。

※ ・市県民税・森林環境税については、亡くなられた年にかかる未納分がある場合
・固定資産税・都市計画税については、翌年の1月1日までに相続登記がお済みでない場合
・軽自動車税種別割については、翌4月1日までに名義変更または廃車手続きがお済みでない場合

「相続人代表者指定・変更届」の記入方法

- ② ご提出される日付をご記入ください。
- ① 該当する届出の内容に ☒ (チェック) してください。
- ② 亡くなられた方(被相続人)の記入欄です。
- ③ 亡くなられた方に代わり、今後の納税や通知書等の受取人になってくださる方(相続人代表者)の記入欄です。
※ 相続人の中から代表者を選び、代表となる方の氏名等をご記入ください。
- ④ 相続人代表者以外の相続人の記入欄です。
※ 相続の権利がある相続人を全てご記入ください。
※ 相続分が未確定の場合、「相続分」欄へのご記入は不要です。

- 書類のご記入にあたり、押印は不要です。
ご提出に際し、窓口にお越しいただく方の本人確認ができる書類をご提示いただきます。
郵送の場合は、相続人代表者の方の本人確認ができる書類の写しを同封してください。

本人確認書類の例：マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 など

- この届は、大垣市税・森林環境税に関する手続きです。お問い合わせ・郵送先

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2-29 大垣市役所 課税課	・市・県民税 ・森林環境税	市民税グループ	0584-47-8179
	・固定資産税 ・都市計画税	固定資産税(土地)グループ 固定資産税(家屋)グループ	0584-47-8168 0584-47-8178
	・軽自動車税種別割	諸税グループ	0584-47-8143

- 相続のお問い合わせ(※市役所ではお答えできません。)

・相続登記等に関する手続きは	岐阜地方法務局大垣支局	0584-78-3347
・相続放棄等に関する手続きは	岐阜家庭裁判所大垣支部 又はお近くの家庭裁判所にお問い合わせください	0584-78-6352
・相続税については	名古屋国税局大垣税務署 又はお近くの税務署にお問い合わせください	0584-78-4101

